

Monthly Report

2019年12月号

特集 飲酒運転に注意

飲酒運転に関しては、撲滅への社会的気運の高まりを受け、法令が厳罰化されたことなどから、一時、飲酒による死亡事故は大きく減少しました。しかし、この10年は年間200件前後の発生で推移し、減少にブレーキが掛かっています。

この季節は、飲酒の機会も増えることから、ドライバーは、飲酒運転を自分事として考え注意しましょう。



＜忘年会の季節となりましたが、お酒の量はほどほどに＞

1. 飲酒運転の法令と就業規則

飲酒運転は「死亡事故となる危険性が高い重大な犯罪」であり、重い刑罰が科されます。

■運転者本人への罰則

| 事由 | 刑罰 | 違反点数 | |
|--------|-------------------------|----------------------|-----|
| 酒酔い運転 | 5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金 | 35点 | |
| 酒気帯び運転 | 3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金 | 0.25mg以上 | 25点 |
| | | 0.15mg以上 0.25mg未満 | 13点 |

(道路交通法2007.9改正)

■車両提供者や同乗者等への罰則

| 事由 | 刑罰 |
|------------------|---------------------------|
| 車両提供者 | 運転者が酒酔い運転 又は100万円以下の罰金 |
| | 運転者が酒気帯び運転 又は50万円以下の罰金 |
| 酒類の提供者 車両の同乗者 | 運転者が酒酔い運転 又は50万円以下の罰金 |
| | 運転者が酒気帯び運転 又は30万円以下の罰金 |

(道路交通法2007.9改正)

また、法令だけでなく、官公庁や企業、団体等では一般的に懲戒規程を設けています。この機会に確認してください。

■懲戒規程例(教育委員会の例※)

| 事由 | 処分 |
|--------|---|
| 酒酔い運転 | 事故の有無にかかわらず懲戒免職 |
| 酒気帯び運転 | 死亡事故：懲戒免職 人身事故：懲戒免職(加重・軽減事由がある場合、懲戒免職～停職) 事故を起さなかった場合：停職3ヶ月(加重・軽減事由がある場合、懲戒免職～減給) |

※文部科学省Webサイト「飲酒運転にかかる懲戒処分取扱い基準(教育委員会)」

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1412012_08.pdf (2019.11.15閲覧)



2. 飲酒の潜在的なリスク

アルコールを飲むと程度の差はあれ酔っぱらいます。これは脳がマヒしている状態であり、脳がマヒすると、理性や自制心を失い、善悪の判断などがつかなくなり「ちょっと位なら運転しても大丈夫」とか「酔ってない」と誤った判断をする危険が生じます。

また、アルコールには依存性があるので、制約なく飲酒を続ければ飲む回数、飲む量も増え脳がマヒしている状態が日常生活に占める時間も長くなると考えられ、潜在的に飲酒運転するリスクが高まるとも考えられます。

◎アルコールが体内に留まる時間は次の通りです。

■ アルコール1単位(純アルコール分20g)を含むお酒

| ビール | 日本酒 | チューハイ | 焼酎 | ウイスキー | ワイン |
|-------|-----------|-------|-------|-------|-----------|
| 500ml | 1合(180ml) | 350ml | 100ml | 60ml | 200ml(2杯) |

■ 体内でのアルコール1単位処理に要する時間

| 1単位 | 2単位 | 3単位 | 4単位 |
|-----|-----|------|------|
| 4時間 | 8時間 | 12時間 | 16時間 |

※「特定非営利活動法人ASK. アルコールの基礎知識. (株)アスク・ヒューマンケア. 2010」をもとに当社作成

3. アルコール依存度の自覚

アルコール依存度と飲酒運転には相関があると思われまますので、習慣的に飲酒するドライバーは、自身のアルコール依存度を確認する必要があります。そこで、セルフチェックできるツールの一つとして、「AUDIT(アルコール使用障害スクリーニング)」を紹介いたしますので、自身の客観的評価を確認してください。

「保健指導におけるアルコール使用障害スクリーニング(AUDIT)とその評価結果に基づく減酒支援(ブリーフインターベンション)の手引き」(厚労省HPより)

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu/dl/hoken-program3_06.pdf
(2019.11.15閲覧)

飲酒運転防止には、アルコールの知識や自覚と自制に加え、車に乗る前に、**アルコールチェッカー**を利用し、アルコールが残存していないことを必ず確認しましょう。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
ホームページ <http://www.sjnk.co.jp>

SOMPOリスクマネジメント株式会社

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1
ホームページ <https://www.sompo-rc.co.jp>

お問い合わせ先